

重要事項説明書（短期入所生活介護サービス）（令和7年6月改訂版）

当施設が提供する指定介護福祉施設サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 施設の概要

事業者の名称	ひかりの園
主たる事務所所在地	静岡県浜松市中央区根洗町681番地の5
電話番号	<053>437-8289
法人種別	社会福祉法人
代表者の職・氏名	理事長 栗本昌紀

ご利用施設名	静光園ショートステイサービス
施設の所在地	静岡県浜松市中央区小沢渡町1300番地の1
介護保険事業者番号	2277100331
施設長の氏名	清水靖志
電話番号	<053>445-1300
ファクシミリ番号	<053>445-4166

2 施設職員の概要（介護老人福祉施設静光園の職員が当たる）

職 種	員 数
管理者	1名 兼務
医師	1名 非常勤
生活相談員	2名以上（常勤換算で）
看護職員	4名以上（常勤換算で）
介護職員	46名以上（常勤換算で）
栄養士	1名
介護支援専門員	3名 生活相談員兼務

3 施設の設備概要

定員	20名（介護予防短期入所生活介護を含む）
居室	4人部屋 2室
	2人部屋 1室
	1人部屋 10室
浴室	個人浴槽 6
	特殊浴槽 3
食堂及び機能訓練室	691.73㎡ 食堂居間 8室 機能訓練室 1室
その他の設備	静養室 2室
	医務室 1室
	娯楽室 1室
	面会室 2室
	理容室 1室

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

サービスの種類	内 容
食 事	・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂等で食べていただけるよう配慮します。利用者の状態や要望により、食事場所や時間を配慮します。 (食事時間) 朝食 7 : 20 ~ 昼食 12 : 10 ~ 夕食 17 : 30 ~ ・ 毎食後には、利用者の身体状況に配慮した適切な口腔ケアを援助します。
排 泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・ 週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・ 座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・ 寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	・ 緊急等必要な場合にはご家族に連絡し、かかりつけ医等に受診していただきます。
相談及び援助	・ 当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。(相談窓口) 生活相談員 建部・倉田・仲秋・鈴木
社会生活上の 便宜	・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎 (通常事業範囲)	・ 浜松市内下記地域 旧南区…中田島町・寺脇町・三島町・楊子町の以西 旧西区…雄踏町・志都呂町・大平台・入野町の以南 旧中区…北寺島町・砂山町・の以西、板屋町・松城町・広沢 蛸塚の以南

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
理 容	・ 理容店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
日常生活品の 購入代行	・ 利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、ご相談下さい。ただし、原則的にはご家族にてお願いいたします。

(3) 施設行事計画

4月	開園記念式・お楽しみ会
8月	納涼祭(各階)
9月	敬老家族会
10月	秋祭り(全体)
11月	ゲーム大会(お楽しみ会)
12月	クリスマスお楽しみ会
1月	新年の挨拶(各階)、お楽しみ会、書初め
2月	節分鬼除式
3月	ひな祭り、賀の祝

5 利用料

(1) 法定給付

区 分	内 容
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (短期入所生活介護サービス費の1割)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (短期入所生活介護サービスの基準額に同じ)

(2) 法定外給付

区 分	内 容
居住費	2人・4人部屋の場合 1日あたり 915円※ 個室の場合 1日あたり1,231円※
食費	1,700円/日 (朝食390円、昼食680円、おやつ100円、夕食530円)

※ ただし、負担限度額認定を0円としている利用者負担第1段階の多少室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

(3) 利用者の選定により提供するもの

区 分	内 容
特別な食事	・ 要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・ 希望外出費 ・ 行事参加費 ・ その他、利用者及びご家族等とご相談の上必要と認めた費用(例：浣腸代100円/1回 レンタルテレビ代100円/日)

(4) 料金の支払方法

あなたが当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、月末までにお支払いください。支払方法は、銀行振込または口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選んでください。

(5) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日あなたの保険者である市町村の窓口に提出して差額（介護保険適用部分の9割、2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- あなたが居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合には、事前に居宅介護支援事業者にご相談下さい。尚、居宅介護サービス計画をまだ作成していない場合には、当事業所の担当職員が短期入所生活介護サービスについてご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所の管理者が介護サービス計画を作成し、サービスの提供を開始します。(入所期間が短い場合は作成しないことがあります)

(2) 利用の継続

- 初回後も、サービスを利用する場合は担当ケアマネージャーに利用日を伝えてください。担当ケアマネージャーと当事業所の連携のもと利用日を確定します。原則的に直接の申し込みは受けられません。

(3) サービスの終了

- ア 当施設の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了の30日前までに、文書によりあなたに通知します。
- イ 自動終了
次の場合は、サービスは自動的に終了となります。
 - ・あなたが他の介護保険施設に入所した場合
 - ・あなたの要介護度が非該当(自立)と認定された場合
 - ・あなたが亡くなったとき
- ウ その他
 - ・当施設が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
 - ・あなたがサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いの催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は8:30～21:00です。必ずその都度職員に届け出てください。(感染症期間中はこの限りではありません)
外出・外泊	外出・外泊の際は、必ず行き先と帰園時間を職員にお知らせ下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は所定の場所をお願い致します。飲酒は原則的にできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮願います。むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようお願いいたします。
所持品の管理	貴重品の持ち込みは原則としてお断りしています。やむを得ない理由で所持される場合には施設で管理させていただく場合があります。
現金等の管理	お小遣い相当額以外は施設で管理させていただきます。
宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する布教活動、政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

8 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム静光園 消防計画」に則り対応を行います。			
近隣との協力	小沢渡町自治会と非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホーム静光園 消防計画」に則り毎月1回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方にも参加していただき実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	2箇所
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
消防計画等	消防署への届け出日 : 令和4年4月1日 防火管理者 : 倉田智治			

9 苦情处理

あなた及び家族等は、当施設の指定介護福祉サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。あなたは、当施設に苦情を申し立てたことにより何ら差別待遇を受けせん。

・ 静光園苦情相談窓口	窓口担当者	建部 倉田 仲秋 鈴木
	ご利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
	ご利用方法	電話又は面接 (面接をご希望の場合は事前にお電話ください)
・ 苦情解決責任者	園長	清水靖志
・ 苦情担当第三者委員	荻野英子（民生委員）	053-436-0982
※ 福祉サービス第三者評価は現在、行っておりません。		
・ 中央区役所長寿支援課	053-425-1542	
・ 静岡県福祉サービス適正化委員会	054-653-0840	